

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣誓供述者

供述者

神奈川県横浜市港北區日吉本町一七九二

富岡 定彦 俊

明治三十年三月八日生

自分後我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

問 貴方の姓名・住所・職歴如何
答 富岡守俊

横濱市港北區日吉本町一七九二番地

元海軍少將・現在は歴史の研究を致して居ります

復員當時・貴方は何んな地位に居りましたか

軍令部第一部長でありました

問 一九四一年十二月前后より以降の貴方の職歴の大要を述べて下さい
答 一九四〇年十月から一九四三年一月迄軍令部第一課長・一九四三年一

1

月から一九四四年十一月五日迄海上及戦地勤務を続け一九四四年十二月以降軍令部第一部長となり終戦に至りました

其間一九四三年十一月海軍少將となりました

軍令部第一課長として貴方は如何なる職歴を擔當しましたか

第一課は軍令部第一部長の指揮下に屬し日本海軍の作戦全般に關する
ことを擔當して居り、私の権限は第一課員を指揮して一般作戦の計畫
及作戦に關する命令指示の起草等を行ふことであります

問 一九四二年十月初め軍令部參謀海軍少佐岡田貞茂を「クエゼリン」島に派遣しましたか

答 「クエゼリン」島のみでなく敷ヶ所に派遣しました

問 それでは派遣の目的・地域等を述べて下さい

答 一九四二年十月初め大本營に於て太平洋方面防備計畫再検討の爲め現地視察の目的で陸海軍から合同視察團を編成し「マーシャル」群島「マリアナ」群島「カロリン」群島「ソロモン」群島「ニューブリテン」等の各地に派遣することに決定されました

軍令關係からは私の部下の軍令部第一課員で主として防備の擔任者であつた當時海軍少佐參謀岡田貞外茂を視察團の一員として前に申した各地へ出張を命じました、海軍省からは、教育局々員海軍中佐中尾熊太郎が實地防備に明るい爲めに尋問家として岡田參謀に同行派遣されました

問 岡田貞外茂に對する命令は誰が出しましたか

答 私が命令を致しました

問 岡田に對して出張の目的と任務を授けましたか

答 私は軍令部第一課長として課員の出張に際しては常に私直接其目的と任務を授けて居りました、岡田の場合に於いても何等例外なく目的と任務を授けました

問 俘虜に關して「クエゼリン」島指揮官阿部中將に對する命令を岡田に與へましたか

答 軍令部第一課は俘虜に關する事は取扱つて居りません、私の權限外の事でありますので何等命令指示等はして居りません

問 當時貴方は「クエゼリン」島指揮官阿部中將が俘虜を留置してゐた事を承知してゐましたか

答 知りません

問 岡田を出張させた地域に當時俘虜は居りましたか

答 「トラツク」島の第四陸隊「ラパール」の第八根據地隊に俘虜が居た事は報告により承知して居りました

問 阿部中將は岡田參謀より俘虜を内地へ送還せず現地で處刑することが

答

中央の意向だと傳へられたので俘虜を處刑したと述べて居りますが、是に關し何か想起することはありませんか

何もありません全然我々の承知しない事です

阿部中將の陳述と云ふのは日本海軍の命令傳達の方式と著しく相違して居ります、海軍では直接受命者に口頭命令を下す場合の外は電報又は書類を以つて下命するものでありまして單に口頭で人を介して傳達するといふは絶對にありませんし軍令部から艦隊司令部を経ないで直接その艦隊の指揮下に在る部隊に命令や指示を發せられた例を知りません

問

「クエゼリン」島所在の部隊名及其直近の指揮系統を述べて下さい

「クエゼリン」島に居りましたのは第六根據地隊で當時海軍少將阿部孝壯が司令官であり、第四艦隊司令長官海軍中將井上成美の指揮下に在りました

問

軍令部よりの命令指示等が「クエゼリン」島司令官に傳達される順序を述べて下さい

答

軍令部よりの命令・指示として「クエゼリン」島司令官に直接傳達される事は絶對にありません

軍令部よりの命令指示等は聯合艦隊司令部に傳達せられ聯合艦隊司令部よりは艦隊自体の命令として聯合艦隊司令部に下命されるのが普通で例外的に軍令部の命令指示等が聯合艦隊司令部と第四艦隊司令部に同時に傳達せられる事があります

軍令部から第六根據地隊司令官に直接命令すること及第六根據地隊司令官に對する命令を第四艦隊司令部が單に仲介するといふことは日本海軍には絶對に例のない事です
海軍省から軍令部部員に直接命令を附與することがありますか

答

ありません

問

岡田參謀は何時歸へりましたか

答

約一ヶ月の後出張目的を終了して歸任しました

問

貴方は岡田の報告を受けましたか

答

承けました

問 「クエゼリン」島の俘虜に付いて何か話がありましたか

答 何もありませんでした

問 岡田は現在何處に居りますか

答 彼は一九四四年十二月二十六日葦島に於て死し、岡田と同行した、中尾熊太郎當時中佐も一九四五年五月十六日軍艦羽黒乗艦中「マラツカ」海峡で戦死しました

問 貴方は戦争中潜水艦作戦の計畫と命令の起草等に関與した事がありましたか

答 ありません

問 其の期間は

答 一九四一年十一月より一九四三年一月迄と一九四四年十二月上旬より終戦迄であります

問 戦争中日本海軍は潜水艦戦についてどんな方針を採りましたか

答 大体大きく分類しますと

(一)艦隊作戦に附随して第二義的に交通破壊戦を実施した期間

(二) 交通破壊戦に主力を用ひた期間
(三) 交通破壊と同時に前進基地に對し補給に従事した期間
との三考にあります

問

その變化した各期間の潜水艦の作戰方針を述べて下さい

答

開戦時より一九四二年六月迄を第一段作戰期間と呼んで居ります、此の期間の作戰方針は「大海指第十五號」として軍令部總長より山本聯合艦隊司令長官に指示されたもので開戦初期海戦全般に關する潜水艦作戰方針と船舶取扱上準據すべき事項を指示したものであります

是は將來米國・英國・露國と開戦した場合の準備の爲め軍令部第一部長の命により一九四一年十一月三十日起案したものであります

此の期間の作戰方針は南方攻略作戰に重點を置いた爲め太平洋方面に於ては米艦隊に對する監視追跡等を潜水艦門の第一義的目標とし交通破壊は第二義的目標としました

南方部隊配屬潜水艦の作戦も南方攻略作戰に關する任務を第一義的とし交通破壊は第二義的としました

殊に印度洋方面の海上交通破壊戦に付いては南方攻略戦一段落を待つて明瞭する事を指示されて居ります

尙亦通破壊作戦の實施に關しては、一九四一年十一月三十日及一九四二年三月一日の「大海指」に依つて戦争法違事重。人命尊重の日本海軍の思想を表示して居りまして此方針は戦争。全期間を遵じ變更せられて居りません

次は第二段作戦と呼稱されて居ります一九四二年六月以降一九四三年三月迄の作戦でありまして此の期間は海上交通破壊を第一義的を目的とした事が特色であります

第一段作戦期間で大佐南方攻略作戦は一段落しましたので此の期間には交通破壊戦に重點を置き巡洋艦。水上艦艇。潜水艦等を以て破壊擾亂に用ひたのですが、殊に潜水艦は其の主力を之に充當したのであります、潜水艦の攻撃重點海域は

(イ) 阿弗利加東南岸印度洋北西部

(ロ) 濠州東岸及「クツク」海峡方面の順席でありました

但し太平洋方面の交通破壊は、米濠海上連絡の遮断により南方方面所
在米軍への補給路を断つといふのが重點でありました
此の期間の作戦は一九四二年六月二十二日「大海指第一〇七號」とし

て軍令部總長より山本聯合艦隊司令長官に指示されたものでありまし
て私の在任時に起案したものであります

第三期一九四三年三月二十五日發せられた第三段作戦方針でありまし
て「大海指第二〇九號」として私の後任者山本親雄の在任時の計畫起
案に屬するものであります

此の指示の特色は

- (1) 作戦重點を海上交通破壊に置かれたことは第二段作戦と變化はない
- (2) 一部潜水艦を以て前進基地に對する補給を實施したること
- (3) 印度洋方面に於ては獨潜水艦と協同作戦を實施したること等でありま
す

以上が今次戦争中に日本海軍が採用した潜水艦作戦の大体の方針と變
遷であります

問 今次戦争中大本營に於て潜水艦による敵國艦船撃沈に際し少數の情報
必要以外は乗員を撃滅する作戰方針が計畫せられ、或は指示された
事がありますか

答 左様な事は計畫された事も「大海指」として指示された事もありませ
ん、指示された事なれば全部「大海指」に記載されて居る筈でありま
すが、左様な事はないばかりでなく、日本海軍の精神とは非常に遠い
ものであります

問 その様なことを獨逸側から要請して來た事はありませんか

答 私が軍令部に居る間、主眼な事はありませんでした

問 貴方は一九四三年三月二十七日第一潜水艦隊司令官により發せられた第
一潜水部隊命令を見たか聞いたかした事はありますか

答 ありません

問 日本海軍としては潜水艦作戦に際し人命尊重、國際法遵守に關し、ど
んを指示を與へて居りましたか

答 一九四一年十一月三十日大海指第十五號により「敵國の無武装商船に

- 對しては、敵國沿岸三〇〇哩圏以内及布哇米本國西岸間の海面に限り無警告撃沈をすることが出来るが其の他の場合は情況已むを得ない場合の外乗員、船客に對し、避退の猶豫を與へなければならぬ」こと並に中立國船舶に對する處置としては「巴奈馬、諾威、丁抹、希臘」四國を除いては、國際法規に定められた通りの措置を採る様に指示を致しました、更に又一九四二年三月一日「大海指第六〇號」により
- (1) 水上艦船の作戰實施に當つては出來得る限り正規の手續を履み臨檢するを立前とすること、情況已むを得ず撃沈した場合は、爲し得る限り人命の救助に努むること
- (2) 敵性船舶は爲し得る限り拿捕し之を内地港灣に回航せしむるを立前とすること
- 情況之を許さざる場合に在りては適宜最寄の味方港灣に回航せしむるか若しくは人員載貨を處理した後に處分すること
- (3) 敵國並に蔣介石政權側の軍人軍屬高級船員、技術者及政府要人等は之を俘虜とするを立前とすること

Def Doc No 1945

等の指示を與へ國際法遵守並に人命尊重に對しては相當注意を拂つて
参りました

昭和二十二年（一九四七年）七月十日於東京

供述者 富岡定俊

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於東京

立會人 稻川籠雄

Def Doc No 1945

良心ニ従ヒ眞實ヲ逃ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣
誓
書

(署名
印)

富
岡
定
俊